

6 福祉子企第 1 7 3 0 号

令和 7 年 3 月 2 8 日

第 1 目的

この要綱は、社会的養護職員等の奨学金返済・育成支援事業実施要綱（令和 7 年 3 月 2 7 日付 6 福祉子企第 1 7 2 9 号。以下「実施要綱」という。）の規定に基づいて行う民間施設職員を対象とした社会的養護職員等の奨学金返済・育成支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定め、もって事業の適正な運営を図ることを目的とする。

第 2 対象施設

この事業の対象となる施設は、東京都内で別表 1 に定める社会的養護等を行う、別紙に掲げる要件を満たす施設（東京都の区域外に存する施設にあっては、当該施設の所在地の道府県との定員協定等により、その定員の全てを原則として都の入所定員としているものに限って対象とする。）とする。ただし、国又は地方公共団体が設置する施設（地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定により指定管理者が管理するものを含まない。）は除く。

第 3 補助対象事業者

第 2 に定める施設を運営する事業者（以下「補助対象事業者」という。）とする。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成 2 3 年東京都条例第 5 4 号。以下「暴排条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員に暴力団員等（暴力団並びに暴排条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員及び同条第 4 号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当する者があるもの

第 4 補助対象事業

この要綱による補助対象事業は、実施要綱第 4 の 2 において定める事業とする。

第 5 補助対象経費

この要綱による補助対象経費（以下「対象経費」という。）は、実施要綱第 4 の 2 に定める事業の実施に必要な経費として別表 2 に掲げるものとする。

第 6 事業の実施期間

補助事業の実施期間は、第 9 の規定に基づく交付決定がなされた日が属する年度の 4 月 1 日から 3 月 3 1 日までとする。

第 7 補助金の額

この補助金は、別表２の第１欄に掲げる対象経費の実支出額から当該経費のための寄付金その他の収入額を控除した額と、別表２の第２欄に掲げる補助基準額とを比較して、小さい方の額に別表２の第３欄に掲げる補助率を乗じて得た額の合計額を都の予算の範囲内において交付するものとする。ただし、算出された額に１，０００円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。

第８ 補助金の交付の申請

この補助金の交付を受けようとする補助対象事業者は、別に定める日までに民間施設職員を対象とした社会的養護職員等の奨学金返済・育成支援事業費補助金交付申請書（別記様式第１号及び第１号－２）を東京都知事（以下「知事」という。）に提出しなければならない。

第９ 交付の決定等

知事は、第８による申請があったときは、当該申請書の内容を審査し、適当と認めた場合は、補助金の交付を決定し、申請者に通知する。

また、適正な交付を行うため、必要があるときは、知事は申請事業者に対し資料の提出、申請書類等の修正を求めることができる。

第１０ 補助条件

この補助金の交付に当たっては、別記補助条件を付するものとする。

第１１ 実績報告

補助対象事業者は、補助事業が完了したとき、補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したとき又は補助事業の廃止の承認を受けたときは、それらの事実があったときから１０日以内に、民間施設職員を対象とした社会的養護職員等の奨学金返済・育成支援事業費補助金実績報告書（別記様式第２号及び第２号－２）を知事に提出しなければならない。

第１２ 補助金の額の確定等

知事は、第１１の規定による実績報告を受けた場合において、実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該報告に係る補助事業の成果がこの交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助対象事業者に通知する。

第１３ 請求

補助金の額の確定後において補助金を請求するときは、補助対象事業者は、請求書を知事に提出しなければならない。

附則（６福祉子企第１７３０号）

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

別表 1

施設種別	コード
・ 児童養護施設	A
・ 乳児院	B
・ 児童自立生活援助事業Ⅰ型（自立援助ホーム）	C
・ 児童自立生活援助事業Ⅱ型	D
・ 母子生活支援施設	E
・ 女性自立支援施設	F

※ 東京都の区域外に存する施設にあっては、当該施設の所在地の道府県との定員協定等により、その定員の全てを原則として都の入所定員としているものに限って対象とする。

※ 国又は地方公共団体が設置する施設（地方自治法第244条の2第3項の規定により指定管理者が管理するものを含まない。）は除く。

別表 2

1 対象経費	2 補助基準額	3 補助率
代理返還制度を活用した奨学金返済経費 ただし、対象者の月当たりの奨学金返済経費は、対象者の月当たりの奨学金返済額を上限とする。	代理返還制度を活用した奨学金返済経費、対象者一人当たり年600千円 ただし、月50千円を上限とする。	10／10

※代理返還制度とは、独立行政法人日本学生支援機構が実施する「企業等の奨学金返還支援(代理返還)制度」及び他の奨学金貸与機関が認めた雇用主が被貸与者の奨学金を代理で返還する仕組みをいう。

※対象者一人当たりの補助対象期間は、補助対象となった月を起算として5年間を上限とする。
ただし、過去の勤務先において、代理返還制度を活用して奨学金の返済支援を受けた期間を減じた期間とする。

別紙

民間施設職員を対象とした社会的養護職員等の奨学金返済・育成支援事業費補助金 対象施設の要件等

- 1 対象施設は、奨学金返済支援対象者（以下「対象者」という。）が在籍しており、対象者の育成計画を作成し、代理返還制度を活用して対象者の奨学金返済を支援していること。
なお、育成計画には都が別に示す内容を含むこと。
- 2 対象者は、初めて補助対象となった月の属する年度（以下「当該年度」という。）において、以下（１）から（４）をすべて充足する常勤の保育士、看護師、児童指導員等の専門職の職員（有期雇用を除く。）とする。
 - （１） 当該年度の前年度の１月２日から当該年度の１月１日までに事業者採用され、当該年度の４月１日現在、学校教育法（昭和２２年法律第２６号）に定めがある大学院、大学、短期大学、高等専門学校及び専修学校（以下「学校等」という。）を修了又は卒業（以下「卒業等」という。）した者で対象施設に専門職に勤務する者。
ただし、令和７年度については、「当該年度の前年度の１月２日」とあるのは、「令和７年４月１日」と読み替えるものとする。
 - （２） 当該年度において奨学金の返済を開始する者又は現に奨学金を返済している者。
 - （３） 過去の勤務先において代理返還制度を活用して奨学金の返済支援を受けた期間を、５年から減じてなお残存期間がある者。
 - （４） 対象施設がいわゆる試用期間を設けている場合、試用期間を経過して当該対象施設に勤務する者。
- 3 奨学金は、以下の（１）から（３）のいずれかによる返済を要するものとし、（１）においては「企業等の奨学金返還支援（代理返還）制度」を活用した場合のみ補助対象とすることとし、（２）及び（３）においては奨学金貸与機関として雇用主が被貸与者の奨学金を代理で返還する仕組みを認めた場合のみ補助対象とする。
 - （１） 独立行政法人日本学生支援機構
 - （２） 地方公共団体
 - （３） 学校等

別記

補助条件

1 承認事項

補助対象事業者は、次のいずれかに該当する場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、(1)に掲げる事項のうち軽微なものについてはこの限りでない。

- (1) 補助事業の内容を変更しようとするとき。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 事故報告

補助対象事業者は、補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかにその理由及び状況を書面により知事に報告し、その指示を受けなければならない。

3 他の補助金との重複禁止

この要綱による補助金の対象経費と重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。

4 補助対象事業者に備える書類等

補助対象事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しておかなければならない。

5 消費税等に係る税額控除の申告

補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入税額控除が確定した場合は、別記様式第3号により速やかに知事に報告しなければならない。

6 事情変更による決定の取消し等

知事は、交付の決定の後においても、事情の変更により特別の必要が生じたときは、この交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

7 補助事業の完了の時期

補助対象事業者は、補助事業を補助決定の交付の決定に係る会計年度中に完了しなければならない。

8 状況報告

補助対象事業者は、知事の求めに応じて、補助事業の遂行の状況に関し書面により報告しなければならない。

9 遂行命令及び遂行の一時停止命令

- (1) 知事は、補助対象事業者が提出する報告、地方自治法第221条第2項の規定による調査

等により、補助事業がこの補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助対象事業者に対し、これらに従って補助事業を遂行すべきことを命ずる。

- (2) 補助対象事業者が(1)の命令に違反したときは、知事は、当該補助事業の一時停止を命ずることができる。

10 是正のための措置

知事は、9の規定による調査等の結果、補助事業の成果がこの交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、補助対象事業者に対し、当該補助事業につき、これらに適合させるための処置をとることを命ずる。

11 決定の取消し

- (1) 知事は、補助対象事業者が次のいずれかに該当した場合は、この交付の決定の全部又は一部を取り消す。

ア 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

イ 補助金を他の用途に使用したとき。

ウ その他、この交付の決定の内容又はこれに付した条件その他の法令若しくはこの交付の決定に基づく命令又は要綱に違反したとき。

- (2) (1)の規定は、本要綱第12の規定により交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

12 補助金の返還

知事は、6又は11の規定によりこの交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずる。

13 違約加算金

- (1) 補助対象事業者は、11の規定によりこの交付の決定の全部又は一部を取り消され、補助金の返還を命じられたときは、補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額)につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。

- (2) (1)により違約加算金を計算する際の1か年の日数は、閏年にかかわらず365日とする。

- (3) (1)により違約加算金を納付しなければならない場合において、当該補助対象事業者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

14 延滞金

- (1) 補助対象事業者は、補助金の返還を命ぜられた場合において、これを納付期日までに納付しなかったときは、納期の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額)につき年10.9

５パーセントの割合で計算した延滞金（１００円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

（２）１３の（２）及び（３）の規定は延滞金に準用する。

15 他の補助金等の一時停止等

知事は、補助対象事業者に対し、補助金の返還を命じ、補助対象事業者が当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、他に同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金と未納付額とを相殺するものとする。